

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和5年4月1日時点)

所管局：福祉局

機関名称	東京都社会福祉審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	社会福祉法第7条、東京都社会福祉審議会条例第1条
設置年月日	昭和38年10月1日
機関の目的 ・所掌内容	社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する。
委員数	29名 (うち、女性委員数9名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shisaku/shingi_gijiroku/index.html
問い合わせ先	福祉局企画部企画政策課 電話番号： 03-5320-5668